

417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士 太郎 様

サンプル

お問い合わせ先

富士市役所
財政部納税課納税担当
417-8601
富士市永田町1丁目100番地

0545-55-2730

督促状

下記の金額が未納ですので、同封した督促状用納付書で至急、指定金融機関等で納付してください。

この督促状の通知書は納付書ではないので、納付できません。

※収納確認に日数（納付方法及び納付場所により最大2週間）を要しますので、行き違いでこの督促状が届いてしまうことがあります。その場合は破棄してください。

令和〇年〇月〇日

富士市長

小長井 義正

SAMPLE

年 度	税 目	通知書番号	期 別	選 番
令和〇年度	市県民税・普徴	1234567890	2期	0000

納期限	令和〇年〇月〇日
税 額	35,200 円
延滞金	円
督促手数料	0 円
合計納付額	35,200 円

(注意事項)

- この督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付がないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額又は納付金額(2,000円未満のときは全額を切り捨て、2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額(1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上のときは100円未満の端数を切り捨てます。)です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

(審査請求及び処分の取消しの訴え)

本状の記載事項について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

※法律の改正により変更になる場合があります。